

令和4年6月2日提出

令和4年6月市議会定例会

別冊議案

議案第52号及び議案第53号

島田市

目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第52号	島田市野外活動センター条例の一部を改正する条例について	1
議案第53号	島田市山村都市交流センター条例の一部を改正する条例について	5

島田市野外活動センター条例の一部を改正する条例について

島田市野外活動センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市野外活動センター条例の一部を改正する条例

島田市野外活動センター条例（平成17年島田市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第1条中「通し、利用者」を「通じ、市民」に、「生涯学習の推進」を「余暇活動の充実を図るとともに、人と人との交流を促進し、地域の活性化」に改める。

第13条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表第2の1 研修室等利用料の表及び2 和室（宿泊で利用する場合）利用料の表を次のように改める。

1 和室（宿泊で利用する場合）利用料

(1) 基本利用料

利用区分	単位	宿泊者の区分		利用料	
				市内	市外
和室（小） （定員7人） 及び和室 （大）（定員 20人）	1人当たり、 1夜につき	団体	幼児	400円	600円
			小学生	400円	600円
			中学生	400円	600円
			高校生	800円	1,200円
			引率者	当該団体の主たる構成員（引率者及びその他の者を除く。）に係る利用料の額（主たる構成員が同数の場合にあつては、その構成員に係る利用料を比較していずれか高い額）	
			その他の者	1,600円	2,400円
		団体以外	幼児	400円	600円
			小学生	400円	600円
			中学生	400円	600円
			高校生	800円	1,200円

		その他の者	1,600円	2,400円
--	--	-------	--------	--------

(2) 寝具利用料

利用料（1人、1夜につき）	350円
---------------	------

備考

- 1 「団体」とは、幼児、小学生、中学生又は高校生及び引率者を構成員に含み、かつ、その者が10人以上のものをいう（2の表、4の表及び5の表において同じ。）。
- 2 「幼児」とは、幼稚園の在園者（これに準ずる者を含み、3歳以下の者を除く。）をいう（3の表において同じ。）。
- 3 「小学生」とは、小学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（3の表において同じ。）。
- 4 「中学生」とは、中学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（3の表において同じ。）。
- 5 「高校生」とは、高等学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（3の表において同じ。）。
- 6 「引率者」とは、教諭その他の幼児、小学生、中学生又は高校生を引率する者として市長が認める者をいう。
- 7 「その他の者」とは、幼児、小学生、中学生、高校生及び引率者に該当しない者をいう。
- 8 3歳以下の者は、(1)の表に規定する定員に含めず、当該者の利用料は、徴収しない。
- 9 基本利用料は、利用者が市内に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市内に活動の拠点を置く場合）にあつては市内の欄に掲げる額とし、市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合）にあつては市外の欄に掲げる額とする。
- 10 和室（小）に3人以下で宿泊する場合にあつては(1)の表に規定する額に当該室1室当たり1,000円を、和室（大）に9人以下で宿泊する場合にあつては同表に規定する額に当該室1室当たり2,000円を加算するものとする。
- 11 利用者が営業等を目的とする場合にあつては、(1)の表に規定する額の100パーセントに相当する額を加算するものとする。

2 研修室等利用料

利用区分		定員	利用時間及び利用料			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
センター	研修室	24人	530円	650円	650円	1,860円
ハウス	第1休憩室	18人	530円	650円	650円	1,860円

	第2休憩室	18人	530円	650円	650円	1,860円
宿泊棟	第1集会室	30人	530円	650円	650円	1,860円
	第2集会室	70人	1,100円	1,310円	1,310円	3,730円
	和室(小)	14人	530円	650円	650円	1,860円
	和室(大)	33人	870円	1,100円	1,100円	3,070円
	調理室		1回につき380円			

備考

- 1 調理室の利用料には、ガス、水道、備え付け器具等の利用料を含む。
- 2 利用者が市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合）にあつては、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする（調理室を利用する場合を除く。）。
- 3 利用者が営業等を目的とする場合にあつては、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額（備考2に該当する場合にあつては、当該加算後の額）の100パーセントに相当する額を加算するものとする（調理室を利用する場合を除く。）。

別表第2の3 浴室利用料の表中「中学生等又は高校生」を「幼児、小学生、中学生又は高校生」に改める。

別表第2の4 キャンプ場利用料の表備考を次のように改める。

備考

- 1 日帰りでの利用に係る3歳以下の者の利用料は、徴収しない。
- 2 利用者が市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合）にあつては、利用区分に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする。
- 3 利用者が営業等を目的とする場合にあつては、利用区分に応じて定められた利用料の額（備考2に該当する場合にあつては、当該加算後の額）の100パーセントに相当する額を加算するものとする。

別表第2の5 貸出用テント利用料の表を削る。

別表第2の6 テニスコート利用料の表中

「

利用料

」を

「

利用時間及び利用料

」に改め、同表

備考を次のように改め、同表を5 テニスコート利用料の表とする。

備考

- 1 利用料には、用具の利用料を含む。
- 2 利用者が市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合）にあつては、利

用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする。

- 3 利用者が営業等を目的とする場合にあっては、利用時間に応じて定められた利用料の額（備考2に該当する場合にあっては、当該加算後の額）の100パーセントに相当する額を加算するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の島田市野外活動センター条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料（新条例第14条第1項第3号に規定する利用料をいう。以下同じ。）から適用し、施行日前の利用（施行日の前日から施行日にかけて新条例第3条第2号に規定する宿泊棟及び同条第3号に規定するキャンプ場を利用する場合を含む。）に係る利用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第15条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。

島田市山村都市交流センター条例の一部を改正する条例について

島田市山村都市交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市山村都市交流センター条例の一部を改正する条例

島田市山村都市交流センター条例（平成21年島田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の1 宿泊施設利用料(1) 宿泊室等利用料の表を次のように改める。

(1) 宿泊室等利用料

利用区分	単位	宿泊者の区分		利用料	
				市内	市外
宿泊室（定員8人）、和室（小）（定員6人）及び和室（大）（定員12人）	1人当たり、1夜につき	団体	幼児	400円	600円
			小学生	400円	600円
			中学生	400円	600円
			高校生	800円	1,200円
			引率者	当該団体の主たる構成員（引率者及びその他の者を除く。）に係る利用料の額（主たる構成員が同数の場合にあつては、その構成員に係る利用料を比較していずれか高い額）	
		その他の者	1,600円	2,400円	
		団体以外	幼児	400円	600円
			小学生	400円	600円
			中学生	400円	600円
			高校生	800円	1,200円
その他の者	1,600円		2,400円		

別表の1 宿泊施設利用料(2) 附帯設備利用料の表中「310円」を「350円」に改め、別表の1 宿泊施設利用料の表備考を次のように改める。

備考

- 「団体」とは、幼児、小学生、中学生又は高校生及び引率者を構成員に含

- み、かつ、その者が8人以上のものをいう（2の表において同じ。）。
- 2 「幼児」とは、幼稚園の在園者（これに準ずる者を含み、3歳以下の者を除く。）をいう（2の表において同じ。）。
- 3 「小学生」とは、小学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（2の表において同じ。）。
- 4 「中学生」とは、中学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（2の表において同じ。）。
- 5 「高校生」とは、高等学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（2の表において同じ。）。
- 6 「引率者」とは、教諭その他の幼児、小学生、中学生又は高校生を引率する者として市長が認める者をいう。
- 7 「その他の者」とは、幼児、小学生、中学生、高校生及び引率者に該当しない者をいう。
- 8 3歳以下の者は、(1)の表に規定する定員に含めず、当該者の利用料は、徴収しない。
- 9 宿泊室等利用料は、利用者が市内に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市内に活動の拠点を置く場合）にあつては市内の欄に掲げる額とし、市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合）にあつては市外の欄に掲げる額とする。
- 10 宿泊室に3人以下、和室（小）に2人以下又は和室（大）に5人以下で宿泊する場合にあつては、(1)の表に規定する額に当該室1室当たり1,000円を加算するものとする。
- 11 利用者が営業等を目的とする場合にあつては、(1)の表に規定する額の100パーセントに相当する額を加算するものとする。

別表の2 集会施設等利用料(1) 研修室等利用料の表中

430円	530円	530円	1,520円	を
650円	870円	870円	2,410円	に、
360円	360円	360円	1,100円	を
420円	550円	840円	1,810円	に改める。

別表の2 集会施設等利用料(2) 附帯設備利用料の表を次のように改める。

(2) 附帯設備等利用料

利用区分	単位	利用料
調理室	一式、1回につき	380円
浴室	1人当たり、1回につき	300円（幼児、小学生、中

			学生又は高校生にあっては、150円)
多目的 広場	照明施設	1回につき	1,630円
	キャンプ区画 (宿泊)	1区画当たり、1夜につき	1,000円
	キャンプ区画 (日帰り)	1区画当たり、1回につき	500円

別表の2 集会施設等利用料の表備考を次のように改める。

備考

- 1 研修室又は体育館の一部を利用する場合の利用料の額は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額に利用する施設の総面積に対する利用する面積の割合を乗じて得た額とする。
- 2 体育館の一部を個人で利用する場合の利用料の額は、利用時間の区分（全日を除く。）に応じて1人当たり50円とする。
- 3 研修室等利用料については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算するものとする。
 - (1) 利用者が市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合） 利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額
 - (2) 利用者が営業等を目的とする場合 利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額（前号に該当する場合にあつては、当該加算後の額）の100パーセントに相当する額
- 4 宿泊する者（キャンプ区画において宿泊する者を除く。）及び3歳以下の者が浴室を利用する場合にあつては、利用料を徴収しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の島田市山村都市交流センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料（新条例第15条第1項に規定する利用料をいう。以下同じ。）から適用し、施行日前の利用（施行日の前日から施行日にかけて新条例第3条第1号に規定する宿泊施設を利用する場合を含む。）に係る利用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第15条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。